

レンタサイクル利用規約

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、一般社団法人函館国際観光コンベンション協会（以下、「当協会」といいます。）が管理・運営するレンタサイクル事業について、お客様（以下、「利用者」といいます。）の利用する際の条件・遵守事項等を定めるものです。本規約に従って、レンタサイクルをご利用いただきます。

第1条（利用方法）

- 利用申し込みはメールでのお申込みによって行ってください。また、お申込みいただいた時点で本規約にご同意いただいたものとみなします。
- レンタサイクルの貸出・返却場所は函館市観光案内所（以下、「案内所」といいます。）とし、他所での受付はできません。
- 利用者は貸出手続きの際に身分を証明できるもの（運転免許証、パスポート、健康保険証、学生証等）をご提示ください。
- 申込内容に虚偽の申告があった場合は、利用をお断りさせていただくことがあります。

第2条（利用条件）

- 貸出する自転車はクロスバイクです。次条で示す利用期間内の貸出・返却が必須です。
- 貸出手続きの特性上、スマートフォンを所持していることを前提とし、スマートフォンで閲覧可能なメールアドレスが必要です。
- 18歳以上かつ身長145cm以上の方の利用に限りします。
- 運転中は必ずヘルメットをご着用ください。

第3条（利用料金）

- モニター参加の方は無料でご利用できます。
- ただし、案内所への集合前・解散後の移動については利用者にてお手配ください。

第4条（利用期間）

- 貸出・返却の受付は貸出当日の9:00～17:00までです。
- 日を跨いで貸出は行っておりませんので、必ず当日中に返却を行ってください。
- 返却時間を過ぎた場合、延滞料（1,000円／1時間）を申し受ける等の処置をとる場合があります。また、連絡なく返却時間が大幅に遅れる等、当協会が悪質と判断する際は所轄の警察署に被害届を提出する等の措置を行う場合があります。

第5条（注意事項）

- 交通法規を厳守し安全運転を心がけてください。
- 自転車を離れる際は必ず施錠を行い、盗難・紛失等が起きないように努めてください。

第6条（自転車の故障・損傷）

- 利用前に貸し出す自転車に不具合がないか等の状態を確認していただきます。
- 利用中に自転車の故障や損傷があった場合は、直ちに利用を中止し、速やかに案内所へご連絡ください。
- 故障・損傷した自転車は、そのまま案内所へ持ち込んでください。故障や損傷が利用者の不注意等に起因する場合は修理代金を実費でご負担いただきます。
- 自転車がパンクをした場合は、案内所までご連絡ください。その際、タイヤ修理または交換費用として出張費

等を含み 2,000 円を申し受けます。また、連絡なくパンクしたまま走行を行なった場合、かつ著しくタイヤが損傷したと認められる場合は修理代金を実費でご負担いただきます。

- 事前の了解なく利用者自身で自転車を修理された場合、当協会は修理費用を負担できません。

第 7 条（自転車の盗難・紛失）

- 利用中に自転車の盗難・紛失等が発生した場合、速やかに所轄の警察署及び当協会まで連絡をしてください。
- 施錠せず放置したなど利用者に起因する盗難・紛失が発生した場合は、利用者に自転車代金をご負担いただきます。
- 自転車の鍵を紛失・破損された場合は、交換費用として 2,000 円を申し受けます。

第 8 条（事故）

- 利用中に事故にあった場合は、速やかに所轄の警察署に届ける等の法令で定められた処置を取り、案内所に事故発生の日時、場所、原因、事故の状況等を報告してください。
- 事故について示談等が必要な場合は、利用者の責任によって行われ、当協会は事故に関する一切の責任を負いません。
- 当協会がやむなく損害賠償を支払った場合を含め、当協会が被害を被った場合には、利用者へ損害賠償を請求することがあります。
- クロスバイクは赤色 TS マーク付帯保険に加入しておりますが、利用者ご自身のケガなどの補償はありませんので、自己責任でご対応ください。

第 9 条（禁止事項）

- 利用者は次の行為をしないでください。
 - (1) 飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
 - (2) 危険箇所・その他不適切な場所での利用
 - (3) 自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
 - (4) 自転車又は付属品の改造等現状の変更
 - (5) 運転中に当該自転車の異常（パンク等）を認めた場合、運転を継続する行為
 - (6) 利用申込者以外の第三者に使用させること
 - (7) 公序良俗に違反する利用

第 10 条（利用取消）

- 利用者が本利用規約に違反した場合は、利用を停止し自転車を返却していただきます。
- 違反により返却を行った場合でも発生した料金の払い戻しは一切いたしません。
- 違反により当協会または第三者に被害を被った場合、利用者へ損害賠償を請求する場合があります。

第 11 条（規約等の変更）

- 当協会が必要と判断した場合には、利用者に通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとします。

第 12 条（個人情報の取扱い）

- 利用者の個人情報は、当レンタサイクル業務及び当協会の事業活動に関する分析・統計以外の目的では使用しません。